

**狭山市介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和元年10月版)**

要支援者については、平成29年4月以降に認定の更新等により要支援認定者及び事業該当者について、総合事業のサービスコードを使用します。

総合事業については、市町村によってサービスコード、基準等が異なります。

狭山市内の事業者が他市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供する場合は、当該市町村の基準等により、当該市町村の設定するサービスコードを使用します。

なお、狭山市以外の事業者が狭山市の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供する場合は、狭山市の基準等により、狭山市のサービスコードを使用します。

訪問型サービス

1. 訪問型サービス（みなし）サービスコード表（サービス種類コードA1）

平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。

2. 訪問型サービス（独自）サービスコード表（サービス種類コードA2）

平成29年4月以降の狭山市訪問介護相当サービス指定事業者（平成27年4月介護以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業者）が使用します。

3. 訪問型サービスA（緩和した基準による）サービスコード表（サービス種類コードA3（A3-1））

総合事業の指定のみを受けている事業者（シルバー人材センターなど）が使用します。

4. 訪問型サービスA（緩和した基準による）サービスコード表（サービス種類コードA3（A3-2））

介護保険サービス事業の指定を受けている事業者（居宅サービス事業者）が使用します。

通所型サービス

1. 通所型サービス（みなし）サービスコード表（サービス種類コードA5）

平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。

2. 通所型サービス（独自）サービスコード表（サービス種類コードA6）

平成29年4月以降の狭山市通所介護相当サービス指定事業者（平成27年4月介護以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業者）が使用します。

3. 通所型サービスA（緩和した基準による）サービスコード表（サービス種類コードA7（A7-1））

平成29年4月以降の狭山市通所型サービスA指定事業者が使用します。

介護予防ケアマネジメント

1. 介護予防ケアマネジメント 費用コード

（注意）予防給付のサービスを利用する場合は、従来の介護予防サービス計画になりますので、「介護予防支援サービスコード」を使用します。